

第34回休眠預金等活用審議会・  
第14回休眠預金等活用審議会ワーキンググループ  
議事録

1. 日時：令和4年10月6日（木）15:30～18:03
2. 場所：オンライン会議
3. 出席者：
  - （委員） 高橋会長、程会長代理、梶川委員、清原委員、篠崎委員、白井委員、野村委員、服部委員
  - （専門委員） 小河主査、曾根原主査代理、江口専門委員、栗林専門委員、白石専門委員、玉田専門委員
  - （内閣府） 小倉内閣府特命担当大臣、田和事務次官、井上内閣府審議官、林統括官（経済社会システム）、小川休眠預金等活用担当室室長、小川休眠預金等活用担当室参事官、下井休眠預金等活用担当室参事官
  - （指定活用団体：一般財団法人日本民間公益活動連携機構）  
二宮理事長、岡田専務理事、大川事務局長
4. 議題：1. 休眠預金等活用法5年後見直しの論点（案）について  
2. 出資・貸付けの実現による資金的支援の多様化について

○小川室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第34回「休眠預金等活用審議会」及び第14回「休眠預金等活用審議会WG」の合同会議を開催したいと存じます。

私は、内閣府の休眠預金等活用担当室長の小川でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日もオンラインによる開催とさせていただきます。皆様におかれては、お忙しい中、御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の出欠状況でございますけれども、萩原委員、三宅専門委員が御欠席、程委員、服部委員が途中での御退席、清原委員、曾根原専門委員が遅れての御参加と、このように伺っております。また、JANPIAからは二宮理事長ほか皆様に御出席をいただいているところでございます。

なお、さきの内閣改造によりまして休眠預金等活用制度を担当する大臣に小倉将信大臣が就任されました。小倉大臣におかれては、17時50分頃に出席をいたしまして、皆様に御挨拶をさせていただき予定となっておりますので、あらかじめ御承知おきをいただきたいと思います。

また、7月に委員の異動がございまして、篠崎委員に御就任いただきました。本日が初

めての御出席となりますので、一言ここで御挨拶を頂戴したいと存じます。篠崎委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

失礼いたしました。篠崎委員、まだちょっと音声が開通していないようでございますので、後ほど環境が整ったところで改めてお願ひをさしあげたいと思います。

それでは、本題に入りたいと存じます。本日は議題が2点ございます。議題1が5年後見直しの論点について、議題2が論点の中の一つでございます出資・貸付けについて、この2題について御審議をいただきたいと考えてございます。

本日の会議資料については、議事次第に記載されておるとおりでございますので、御承知おきください。なお、これら資料の取扱いでございますけれども、議論の公正性・中立性を担保するために一旦非公表とさせていただきます。しかしながら、対応方針がまとまりました段階では議事録と併せて後に公表する、このような扱いにしたいと存じますので、御承知おきいただきたいと思ひます。

それでは、お待たせいたしました。以後の議事進行につきましては、高橋会長にお願ひしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高橋会長 皆様、こんにちは。それでは、議事に入りたいと思ひます。今回から5年後見直しの具体的な議論に入りますけれども、最初に今後の審議会の進め方について申し上げたいと思ひます。本日は、5年後見直しの各論点の経緯や問題の所在をまとめた資料を事務局に作成いただいておりますので、議題1ではこの資料に基づいて5年後見直しの全体像について概括的に御議論いただきたいと思ひます。続いて、議題2では論点の一つである出資・貸付けの実現による資金的支援の多様化について御議論いただきたいと思ひます。そして、次回以降は1回の会議で3つ程度の論点を対象に御議論いただきたいと思ひます。あわせて5年後見直しに際してのこれまでの取組に関する評価についても御議論いただく機会を設けたいと考えております。11月中をめどに休眠預金等活用制度の評価と見直しへの対応について議論を終えたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題1に入ります。まず、内閣府から資料1、5年後見直しの論点と資料2、スケジュールを説明いただいて、その後、意見交換をいただきたいと思ひます。内閣府、よろしくお願ひします。

○小川参事官 内閣府休眠預金等活用担当室参事官の小川でございます。

資料1は、制度創設時の議論やこれまでの制度運用を踏まえた課題、また、本年2月、3月に審議会、ワーキンググループで実施いたしました資金分配団体及び実行団体のヒアリング、あるいは休眠預金活用推進議員連盟で行いましたヒアリング等を踏まえまして、5年後見直しの論点をまとめたものでございます。

資料1の御説明に入る前に、参考資料について簡単に御説明させていただきたいと思ひます。参考資料は、2月、3月に行っていただきました審議会、ワーキンググループでのヒアリングの結果でございます。概要でございますけれども、伴走支援は非常に有用との御意見がございました。また、休眠預金を活用することで周囲からの信頼性が向上し、行

政と連携できるようになったといった御意見がございました。

要望事項といたしましては、伴走支援の一層の充実、出資・貸付けの実現、1団体当たりの助成額の拡大、書類手続の簡素化・システムの改善、資金分配団体の自己資金は不要ではないかと、こういった要望があったところでございます。

これらを踏まえまして、先ほど申し上げた資料1でございますけれども、5年後見直しの論点をまとめさせていただいたということでございます。

資料1を御覧いただければと思います。最初は見取り図でございますけれども、見直しの論点の全体像となっておりますけれども、大きく3つの柱を立ててございます。1つ目が支援体系の見直しということで3つの論点を挙げております。2つ目が制度創設時の議論、これまでの制度運用、こういったものを踏まえまして5つの論点を挙げさせていただいております。また、3つ目でございますけれども、ややテクニカルな内容になりますが、安定的・効果的な制度運用のための見直しということで、JANPIAの事務費特例など2つを挙げさせていただいております。全体で10の論点をまとめさせていただいております。以後、詳しく見ていきたいと思っております。

初めに、支援体系の見直しでございます。非資金的支援による団体の能力強化でございますけれども、4ページまで飛んでいただきまして、図を御覧いただければと存じます。左の図が現状を表しております。休眠預金を配るということで、左にございます青い矢印、助成と書いてございますけれども、3層の構造になっているということでございます。加えまして、法律の定めはございませんけれども、資金による支援を効果あらしめるために実行上、P0による伴走支援を行っているということでございまして、図の緑色の部分でございますけれども、人材面の支援、あるいは情報面の支援をやっているということでございます。

こうした非資金的支援とも申しておりますけれども、これを法的に位置付けてはどうかということで、真ん中の図のようにしてはどうかということでございます。

その右の図でございますけれども、この支援はこれまで資金の配分に伴って行っておりましたが、非資金的支援のみも可能とするというものでございます。

その趣旨でございますけれども、各種規程類の整備などが必要であり、敷居が高いですとか間口が狭いといったような御意見が現場からございました。こうした潜在的な資金分配団体・実行団体への支援を実施するというところでございます。また、資金を配る団体だけではなく、団体の基盤整備ですとかコーディネーションといった非資金的支援を行う中間支援組織がございまして、こうした団体も休眠預金制度の中に位置付けていくということでございます。

5ページの図を御覧いただければと思います。具体的なイメージといたしましては、潜在的な資金分配団体、あるいは実行団体を非資金的支援によりまして育成するというところで、図の赤い矢印でございますけれども、いずれは資金分配団体・実行団体として制度の中に入れていただくことを意図しているということでございます。

続きまして、6ページ、出資・貸付けでございます。現在、JANPIAによる貸付けあるいは資金分配団体による出資・貸付けにつきましては、法律上規定されておりますけれども、運用上は行わないことにしております。この経緯といたしましては、専門人材確保などの必要性ですとか、制度全般が試行錯誤の段階であるということ、まずは助成に専念すべきという慎重論があったということでございます。

7ページ、出資の意義でございますけれども、資金の出し手側からいたしますと、効果的な経営参画ができるですとか、リターンの獲得ということがございます。資金の受け手側から見ますと、資金調達手段の多様化が考えられるということでございます。

課題といたしまして、出資・貸付けの審査・監督の体制をどうするか。また、原資が休眠預金という国民の財産でありますから出資・貸付けにより得られました利益の扱いをどうするかといった点があるかと思えます。

8ページでございます。具体的な対象をどうするか、規模。期間、エグジットをどうするか。また、民間からの共同出資をどうしていくかという点も課題になろうかと思っております。その際、休眠預金が民間資金の補完的位置付けという性質、あるいは今回初めての出資・貸付けとなることから、こういったことを踏まえまして、堅実な運用方法からスタートする。私どものヒアリングなどでもニーズがございましたスタートアップへの出資を認める方向で検討してはどうかということ考えているところでございます。なお、貸付けにつきましては、要望も少なく、まずは出資から始めてはどうかと考えているところでございます。

続きまして、10ページ、法の目的規定にソーシャルセクターの支援を明記してはどうかということでございます。こちらにつきましては、以上のような支援体系を見直すとのおのずと法の中身自体がソーシャルセクター支援となりますので、明記する方向で検討してはどうかということでございます。

続きまして、柱の2つ目でございます。制度創設時の議論やこれまでの運用を踏まえての見直しということでございます。

12ページでございます。初めに、助成限度額の決定方法ということでございますけれども、立法過程におきまして、制度創設当初は慎重に運用すべきといった意見があったことを踏まえまして、堅実に育てるといった趣旨から40億円を上限に毎年度具体的な額を決定してまいりました。

課題でございますけれども、その後の制度運用を通じまして、制度に対する信頼が一定水準に達したと評価することができるということであれば、今後新たな手法で助成額を設定してはどうかということでございます。

13ページでございますけれども、対応案といたしましては、助成限度額に係る中期目標を設定いたしまして、各年度の必要額を計上するという方式に移行してはどうかということでございます。その中期目標につきましては、休眠預金の活用状況、こういったことに加えまして、案件の掘り起こしですとか、ソーシャルセクターの発展度合いという需要面、

一方で、インパクトの検証、あるいはJANPIA・資金分配団体の体制という供給面を踏まえまして、その定め方を今後検討してはどうかと考えているところでございます。

続きまして、14ページでございます。国際協力への支援でございます。法律に定める目的、基本理念におきまして、国民生活の安定向上、あるいは国民一般の利益の一層の増進という規定がございますので、解釈といたしまして、運用上、支援対象を国内活動にこれまでしてきたということでございます。これに対しまして、海外活動についても国民・預金者の理解を得られるということで、海外活動も対象にしてはどうかという要望があるということでございます。

16ページに飛んでいただきまして、そちらを御覧いただきますと、私どものヒアリングなどに基きまして、国際協力の活動状況をプロットしたものでございます。横軸は日本、海外という活動場所、縦軸は支援対象が、サービスの提供先でございますけれども、外国人なのか、日本人なのかということで、日本国民への裨益ということでグラデーションで示したものでございます。現行は、左端の黒い囲みがございすけれども、ここで休眠預金が使われているということでございます。

図の真ん中辺りにございます、現行制度の活用が想定し得る活動でございますけれども、例えば国際理解教育といった分野では制度が知られていないということで、活動がなされていないということでございます。

したがって、15ページまで戻っていただきまして、課題といたしましては、国内で外国人支援等を行うNGO等に対しまして、休眠預金等活用制度が十分周知されていないことがあるのかなど。また、国外支援につきましては、外交政策との整合性、あるいは事業実施団体の安全の確保、監督が可能なのかといった課題があるかと考えてございます。

したがって、対応案といたしましては、国内で外国人支援等を行う国際NGOに対しまして、制度の活用を促していく。また、国外支援につきましては、実効的な監督等の見地から、今後の検討としてはどうかと考えているところでございます。

続きまして、18ページ、同一事業の再申請・事業期間の延長ということございまして、同一事業の再申請につきましては、現在認めてきていないところでございます。事業期間についても延長不可としてございます。その経緯といたしましては、多様な担い手の確保や育成が重要であるということ、また、資金分配団体の固定化の懸念があることで認めてこなかったということでございます。

要望といたしましては、同一事業を他地域に展開したいですとか、最初の半年は規程類の整備で消費してしまうので事業期間を延長してほしいといった御要望があるということでございます。

19ページでございますけれども、課題といたしましては、同一事業は何かということ整理した上で、この制度の目的や趣旨、すなわち社会的インパクトの確保、革新的手法の開拓などに照らしまして、同一事業の再申請あるいは事業期間の延長を認めることの可否、要件を検討することだと考えてございます。

対応案といたしましては、それまでの事業評価が良好であること、あるいはより高い目標を設定し得るといった基準を設けまして、再申請や延長を認めてはどうかというところでございます。

続きまして、20ページ、各成長フェイズにおける支援ということでございます。この制度は団体の草創期の活動を念頭に置いて支援を行うということでございます。21ページ、まず草創期の支援といたしまして、P0関連経費の助成についてでございます。資金分配団体におけるP0、プログラム・オフィサーの育成のため、年間800万円、うち人件費500万円を助成しております。経緯といたしましては、資金分配団体となり得る団体の多くはP0を確保できていない実態があるということで、5年後見直しまでの間は試行的に実施してきたということでございます。

22ページ、課題といたしましては、P0人材はいまだ不足しているということで、多くの資金分配団体がP0確保は困難であるということから、引き続き助成が必要ではないかという点、また、助成水準は適切かという点がございます。

対応案といたしましては、P0関連経費の助成は継続する方向で検討してはどうかということ。また、助成水準でございますけれども、先ほど御覧いただきました非資金的支援による団体の能力強化を活用しましたP0の人材育成の状況を見た上で、助成の拡充の可否を検討してはどうかということを考えているところでございます。

続きまして、24ページに進んでいただきまして、自己資金の確保でございます。資金分配団体・実行団体には、原則として事業費の20%以上の自己資金の確保をお願いしているところでございます。

経緯といたしましては、民間公益活動の自立した担い手の育成、また、民間資金を調達する環境の整備という法の理念に即しまして、他の助成団体の補助率も参考にして導入したものでございます。

これに対しまして、資金分配団体からでございますけれども、実行団体に資金を流すパイプ役であるということで、自己資金は不要ではないかといった御意見があるということでございます。

検証結果の資料につきましては、改めて提示させていただきまして、個別の論点を議論していただく際に御検討いただきたいと考えてございます。

続きまして、26ページ、活動の成長期・成熟期の支援でございます。この制度は活動の草創期を念頭に置いているということでございますので、成長期・成熟期に特化した支援メニューが今ないということでございます。他方で相応の実績ですとか能力を備えたより大きな社会的インパクトの創出が期待できる団体も現れているところでございます。

課題でございますけれども、まずは活動の各フェイズに応じて力点を置くべき基本理念を整理すべきではないかということでございます。

28ページでございますが、草創期におきましては、組織基盤強化や案件形成能力の養成のための支援が必要ということでございます。一方で、成長期・成熟期におきましては全

国への拡大、あるいは新たな手法による実施を支援しまして、より大きなインパクトの創出を図ることが考えられますので、そのためのより高度な非資金的支援が必要ではないかということが考えられると思います。

これにつきましては、新しい資本主義実現会議におきましても、スタートアップ支援全般について議論が予定されてございますので、この会議の動向を注視しながら進めていくのが適当ではないかと考えてございます。

30ページでございます。行政施策の役割分担の整理ということで挙げさせていただいております。本制度は法の基本理念で行政では対応困難な社会的課題の解決に資する活動に活用することとされてございます。この経緯といたしましては、立法時、休眠預金は国庫に納付すべきだという議論があった中で、役割分担という意味で行政の手の届きにくい分野に支援を行うことにしたということでございます。

要望といたしましては、災害分野について、行政だけでは対応できないNPOが果たすべき役割もあるだろうということで、特に発災時の初動でも休眠預金を活用したいといった御要望があるということでございます。

課題といたしましては、31ページでございますけれども、この制度は行政との明確な役割分担を前提としておりますけれども、行政分野によっては行政・NPOとの連携・協働、こういったことが強調されている状況でございます。本制度の行政の役割分担につきまして、具体的なケースに即して今後御検討いただく必要があると考えてございます。

続きまして、33ページ、3つ目の柱でございます。

34ページに進んでいただきまして、JANPIAの事務費特例の延長でございます。JANPIAの事務費につきましては、資金を運用して、その運用益で賄うことを原則にしてございます。ただし、当初5年間につきましては休眠預金の交付金そのものを充当する特例を設けているということでございます。

しかしながら、表がございまして、現状の低金利の環境では相当規模の運用資金が必要になるということでございます。その一方で、市場環境が整った際には資金運用の開始に向けて動き出す必要があると考えてございます。

このため、対応案でございますけれども、35ページでございますが、次の5年間については特例を延長する方向で検討してはどうかと。その上で、市場環境が整った際に速やかに運用開始ができるように、資金運用の在り方を検討してはどうかと考えてございます。

最後でございます。36ページ、法の見直し規定につきましては、制度のさらなる発展を期すという意味で見直し時期のめどを5年後とする規定を設けてはどうかと考えておるということでございます。

資料1は以上でございます。

続きまして、資料2、今後のスケジュールでございますが、本日を含めまして4回ほど開催させていただきたいと考えてございます。今、御説明いたしました資料1で挙げました10の論点のうち3つの論点、目的規定へのソーシャルセクター支援の明記、JANPIAの事

務費特例の延長、法の見直し規定、こちらにつきましては技術的な論点となりますので、次回以降の議論からは除外させていただきたいと考えてございます。残り7つのうち本日後半に出資・貸付けを御議論いただきまして、残りを2回に分けて御議論いただきたくと考えてございます。論点を2回に分けて御議論いただいた後に、評価と見直しへの対応を取りまとめさせていただければと考えてございます。

御説明は以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、資料1について意見交換を行いたいと思います。例によりまして「手を挙げる」ボタンを押していただきましたら、私から指名させていただきたいと思います。どなたからでもどうぞ、手を挙げていただけますでしょうか。

○小川室長 会長、恐れ入ります。先ほど御挨拶いただけなかった篠崎委員と音声が開通しまして、このタイミングで篠崎委員から御挨拶を頂戴したいと存じます。少し議事を中断しますが、恐れ入ります。

○高橋会長 それでは、篠崎委員、お願いいたします。

○篠崎委員 千葉銀行の篠崎でございます。今日から参加させていただきます。よろしく御指導をお願いいたします。先ほどはすみません、音声の手続でばたばたしておりまして、失礼いたしましたこととお詫び申し上げます。また、皆さんと意見交換できることを楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。

失礼します。

○高橋会長 よろしくお願いいたします。

それでは、手を挙げていただいて。白井委員、手を挙げていらっしゃいます。どうぞ。

○白井委員 恐れ入ります。ありがとうございます。この間本当に休眠預金の非常に効果というか、民間公益活動が本当にこのおかげで大分広がりを見せている。それから、NPO等、ソーシャルセクターの基盤強化がおかげさまで大分進んでいるということは本当に感謝しております。

その上で、いわゆる出資・貸付けの部分について、先ほど事務局からもお示しがあつたとおり、かなり慎重論がずっとあつて、ここの部分がそれこそ新しい資本主義の実現という意味でも、イノベーションを起こしていくという意味でも非常に重要な部分であるにもかかわらず、今まで始まってこなかったことに関してちょっと危機感がございまして、資料を提出させていただきました。こちらは事務局のほうから共有していただくことはできませんでしょうか。恐れ入ります。

問題意識が一番最後のほうになるのですけれども、以前にここの審議会で、私がいわゆるJANPIAの人件費を抑制するという方針に対して、それは逆の方向がいいのではないかというような御提案をさせていただきました。やはりJANPIAの職員の方々の待遇をよくしていかないと、ソーシャルセクターも今、すごいニーズがあるのに比べて、本当にアクターが足りなくて非常に困っているという状況ですので、JANPIAにも同じように人件費をちゃ



んとあげていただいて、待遇をよくしていただいて、優秀な人材を呼び込んでほしいという提案をさせていただいたところ、実はJANPIAに近い方々から大変な反響をいただきました。求められている内容は非常に責任が大きくて、事業も非常に多岐にわたっているというのに比べて、待遇がよくないので人材の流出が起こっているということですか、費用の抑制という形で古いパソコンを使っていて、いくら能力を発揮したくてもなかなか効率が上がらないということですか、いろいろな声をいただいて、実際にこれはJANPIAの責任ではなくて、法律の縛りが大きいということに私も気づかされました。

最後のところですが、指定活用団体がきちんと人件費とか経費を確保しないこの事業全体がよくなりませんので、これを縛っている法律の改正をお願いしたいというのが1点目でございます。

それから、もう一つ、この全体像なのですけれども、特に出資・貸付けという事業の部分が本当に今までのいわゆる助成というところとは、それこそ難しいという声があったとおり、求められる機能とか評価の仕方も全部違ってくるということで、今のJANPIAの肥大化を防ぐというような状況の中で、それができる体制を整えることはかなり難しいのではないかと危惧しているところです。

先ほど非資金的な支援の部分について、いわゆる機能の外出しというような御提案があって、それとまた関連するかもしれないのですが、いわゆる出資・貸付けの部分というのは機能を外出しして新しい団体を、時間がなかったのでこんなセンスのないネーミングで恐縮なのですけれども、若手育成のためのヤングジャンピアというような形で、出資・貸付けの部分の機能を外出しして、しっかり新しい資本主義の目玉として育てていく。それでイノベーションを起こしていく土台をつくっていくというようなことができないかなという御提案をさせていただきたいと思います。御審議よろしくお願いたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

○白井委員 あと、個別のことに関しては、また後ほど意見を述べさせていただくという形でよろしいですね。

○高橋会長 はい。今日はまず全体像ですので、全体像に関わる議論と、それから後半で出資・貸付けの議論をしますので、今の御提案は出資・貸付けのところですね。

その他の論点については、さっきスケジュールをお示しいただいていますので、そこでまた次回以降議論させていただければと思います。

○白井委員 ありがとうございます。

○高橋会長 それでは、清原委員、お願いたします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

資料1の5年後見直しの見取り図につきまして、ヒアリングで得た資金分配団体や実行団体の御意見を踏まえまして、ここに提案されている全ての項目は、今後、休眠預金等の活用に向けて前向きな方向性に基づく論点が提起されると受け止めました。今後、各論が議論されていくということですので、まずその中で技術的なことということで、特段

資料2で今後の項目に挙がっておりませんでした③の「目的規定へのソーシャルセクター支援の明記」について意見を申し上げます。

法の第1条、「法の目的」において「民間公益活動の担い手の発展・支援を明記する方向」が検討課題として示されておりまして、私はそれは極めて異議ないことで、本当にこの間、先ほど白井委員がおっしゃいましたように、休眠預金の活用によって民間のセクターの活性化が「見える化」されてきていると思います。「新しい資本主義」の実現に向けた議論の中でもますます民間公益活動というのが重要視されており、その担い手を積極的に支援することは今まで以上に意義のあることだと思います。そこで、法第1条の目的において「民間公益活動の担い手の発展、支援」を明記するという事は、私たちの取組の方向性を力強く示すことになると思います。

1点質問でございますが、先ほど資料については現段階では非公開ということでございましたが、私は今回の5年後見直しの見取り図を構築するに当たっては、率直に御意見をいただいたヒアリング団体の皆様の声を大幅に反映しているものと思ひまして、この提案をするときの根拠資料というのでしょうか、こういう団体にヒアリングをしましたということについては、議事録等にもあることではあります、公表して、私たちの提案の根拠を明確にするというふうに認識してよろしいでしょうか。この点だけ、当然のこととは思ひながら、確認をさせていただきます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○小川室長 事務局でございます。今、清原委員からお話がありましたヒアリング対象団体についての資料への記載については、現在ここにお出ししているところではやや弱いところがございますが、御指摘のとおり、どこにどういった御意見を伺ったかということは非常に重要なことですので、今後、最終的な取りまとめまでにそうした資料についても記載の充実を図りたいと考えてございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○清原委員 ありがとうございます。適切な対応をしていただければ、私たちの提案も根拠があるし、まさに休眠預金等を活用していらっしゃる団体の皆様の実績と実感が次の法改正にしっかりと届いているということ、影響を与えているということも重要ではないかなと思ひました。どうもありがとうございます。よろしくお願ひします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、服部委員、お願ひします。

○服部委員 ありがとうございます。5年後見直しの論点ということで整理をしていただきました。実に盛りだくさんあるのだろうということで、御説明もいただきましたし、それをうまく支援体系の見直しと、その範囲という感じで整理をしていただきとても分かりやすかったとお伺ひしてまいりました。

その中に入るのか入らないのか、どうかなということで一、二点考えているところがあ

ります。それは、5年というのはやはり、あつという間でもあり、何かをするには何かができるという期間ではあると思うのです。その中でソーシャルイノベーションとかソーシャルセクターという言葉を使っていったことによって、今までのノンプロフィッツというだけではなくて、社会の課題を担う主体の広がりを知らせていただけたことに対して、よかったということがあります。一方で、休眠預金を活用してどのような社会を目指していくのかといったところ、あるいはこれからいろいろな技術開発が行われていく一方で、それに取り残されていく人たちも少なからずいる。そういったところに対してどうしていくのかといった大きな方向性というのですかね。そういったところに対して、この休眠預金はどう寄与していくのか。誰一人取り残さないということはいつもおっしゃっていただいているのですけれども、そうはいつでも現実、たくさんの方々が取り残されていっている中で、どうしたらいいのだと、そこに休眠預金はどう関われるのだというような。私がそんな熱く語ってもですけれども、そういう議論は行われているのか。この5年見直しで何かメッセージを送っていかなくていいのだろうかということを考えています。それは支援体系の見直しと言うのだろうかと思いながら、一つ別のレイヤーとしてソーシャルセクター、ソーシャルイノベーションということに対してあってもいいのではないかなと思っていますので、論点整理をする中で御検討いただければというのが一つあります。

もっとも課題として何だったのだろうかというところを考えたときに、いろいろと出ているのですけれども、やはり資金分配団体の広がりをもっとあつてしかるべきなのではないのかなというふうに懸念をしています。ですから、そこを変えていくためにはある種、新しい社会システムというものを考えていったりつくっていくことも考えられるのではないかなと。例えば、JANPIAが全体を見ていただいているとはいえ、ローカルごとに社会課題というのは特徴があつたり、担い手がいたり、先行事例があつたりというふうにした中で、ローカルごとにもっともっと切磋琢磨していく、それを支えていく。それは企業とか金融機関、地銀さんとかが一緒になってやっていくことがどうやったらできるのかという社会の仕組みを考えることも、休眠預金、お金を出すだけではないという方向性になりつつあることを考えれば、あつてしかるべきなのではないかなと。それがこの後の出資とかそういった話になっていくのかもしれませんが、そういったところも論点の中に、入れていただけるといいなと思っています。

その辺りを申し上げて、もうちょっとしたら失礼させていただきます。恐れ入ります。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。非常に大きな問題提起をいただいていると思うのですけれども、一応目的規定でソーシャルセクター云々というところは支援する旨が明記されるわけですけれども、改めてその目的規定の書き方の変更も含めて大きな図を議論したほうがいいかなという気がします。そこは事務局とまた相談して、議論の時間をつくれればと思います。あるいは規定見直しの中で考えたいと思います。

ほかに御意見ありますか。よろしいですか。程代理、どうぞ。

○程会長代理 ありがとうございます。いろいろなヒアリングとかを通じて、3つの大きなカテゴリで整理していただいております。これで全部漏れないかというところ、大体カバーしていると思うのですけれども、1つ、これは2017年頃から私はこの審議会で話させていただいておりますけれども、当時いろいろな目的というのがあって、それに照らし合わせてそれなりに評価をしていかないといけないのではないかなと。この論点とは別に評価のことも考えられるというふうにスケジュールが載っていましたので、そうするとそれなりに高い理念を掲げた中、私はどちらかというとビジネスセクター、経済界ということで、二宮さんもそうだと思うのですけれども、そうするとキーワードとして、この制度が呼び水となって、民間の資金、それと民間の人材も引きつけていくという考えがあったと。そういう意味では、その評価がしっかり必要なのではないかなと思います。

私の世界はそんなに広くないのですけれども、まだまだ経済界、私の努力も含めて足りないのですけれども、休眠預金の存在すら知らない人もいますし、私は経団連よりは経済同友会のほうで活動していて、この間も白井さん以下新公連の方が来ていただいて、いろいろと実態を語っていただいたのですけれども、呼び水効果がどれぐらい企業の資金面からあったのかというのをもう少し振り返りながら、次の5年はしっかりと呼び水となるべきと思います。

2つ目は人材のところなのですけれども、この5年間、本当に日本の企業は今変わろうとしています。働き方改革という言葉に端を発して、コロナがあったり、人材の流動化もすごく高まっていますし、多くの企業は新卒より中途採用のほうを採用する枠が増えてきたり、また、企業サイドも兼業がオーケーになってきたと。それと、ESGの大きなコーポレートガバナンスの中でSが非常に注目を浴びて、人的資本に対しての開示を求められると。人的資本は会社に閉じ込めた人的資本ではなく、社会に役立つ人間をどれぐらい育てるかという視点もこれから必ず会社の責任として評価されると思いますので、基本セクターが大きく変わっている中、では、そういう人材を引きつけるようなことがどれぐらいできたのか。できなかつたら、もっともっとこれから次の5年は呼び水として休眠預金はどういったことをすればいいのかというような振り返りも必要なのではないかなと。

1つは、まだ知らない方が多いので、広報をしていかないといけないだとか、または企業サイドにあるニーズは、多くのNPOが活動しているが、一体誰にどのようなサポートをしていいのかわからない。それに力があるNPOとまだ草の根の活動中心のところと見分けがなかなかできない中、ちょっと短絡的かもしれませんが、データベース、新公連の方々もそういう方向を考えるかもしれませんが、休眠預金が数百、1,000に達するような実行団体と接しているわけなので、そういったところのプラットフォームとして企業とマッチングするような仕組みなども今後必要なのではないかと。

それと、企業内にいる人材がこういったところにボランティア活動だけでなく、1年、2年と今は休職も許される時代になってきているので、かつ兼業もオーケーになってきているので、その辺のところとうまくマッチングするような仕組みを、すぐにではなく、今

後5年はそういった機能も入れて、元に戻りますと、呼び水という役割。白井さんの資料にもあったように、いつかなくなってしまう財源なので、今のうちそういったような公益に資するプラットフォームをつくっていくというのも休眠預金を活用していただく最終的なアウトカムの一つではないかなと個人的に思いますので、その辺もぜひ論点というか、時間はないですけども、議論のテーブルに乗っていただきたいなと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

続いて、小河専門委員、お願いいたします。

○小河主査 ありがとうございます。今、ご報告をいただいて、内閣府の皆さんをはじめ、またJANPIAの皆さんにも大変御努力いただいていることをまずお礼申し上げたいと思っています。皆さん評価いただいたように、この5年間いろいろありましたけれども、試行錯誤の中で休眠預金がここまで来ているということで、いよいよ次のステージを考えなければいけないという大切な時期だと思っています。

そういう中で、先ほど服部委員がおっしゃられたように、ぜひ大きな方向性。次は、この5年間はある意味で社会実験的なところもあったと思うのですが、それでこの資金も実際の休眠預金の金額からすればまだ小さいところからスタートしたということですので、次の段階でどういうふうこれを大きくしていくかということも求められていると思いますし、そういう大きな方向性もしっかりと議論してアピールをしていくことが今御指摘いただいたことも含めて、そういう中に広報の意味も出てくるのかなと思います。

それから、白井委員がおっしゃったように、指定活用団体の、今はJANPIAさんがとても努力していただいていると思いますけれども、また違う分野に今回出資ということであれば、それは餅は餅屋というか、そういったところに明るい指定活用団体が加わっていくということも方向性として十分あるのかなと。

それから、国際協力ということについてまた新しいテーマが出てくるとすると、やはりその部分も、そこに非常に詳しい指定活用団体が出てくる。今までは一つということでしたけれども、複数ということも十分検討する必要があるのではないかとというふうに御意見を伺いながら思っておりました。

それと一方で、一つは前回私どもワーキングのほうもそうですけれども、この間、半年以上ずっと審議会が空いてしまったということも、これはいろいろな御事情があったかと思えますけれども、一方で私、ここについては、世の中も様々な面で国際情勢も動いているとともに、例えば国内でもいろいろなことが起きています。特に今日この後、小倉大臣が御臨席いただくということですが、例えば私が関わっている子ども分野については、来年からいよいよこども家庭庁がスタートする。子どもを真ん中にしてということで大きなうねりがこの半年前とはちょっと違うような状況でこども基本法もできて、そのような状況もある。国際情勢も同じだと思います。

そういった中で、国会の動き、特に議連の動きとも連携しなければいけない部分もある

のですが、この審議会、特にワーキングにおいては、それとは別に独自性を持って定期的に今後開催していくということも必要ではないかと思っております。

あと1つ具体的なところで、今お話の中で私も半年以上前ではあったのですが、ヒアリングで今回非資金的支援の強化というところがあります。こちらについてもヒアリングの中では確かに、特にP0の支援が大変有用であったという声があったのはそのとおりだと思いますし、大部分そうだと思いますが、また一方では、P0の役割に対して様々な意見があるというのも承知しています。ある具体的なお話ですと、これも御存じかとは思いますが、日本におけるプログラム・オフィサーの実態把握調査というのが今、武蔵野大学の清水先生をはじめ行われていると聞いております。こういった調査はまだまだこれからまとまってくるのだと思いますけれども、P0に関しての調査、こういうエビデンスもぜひ取り入れながら、今後の改定に向けて議論をしていくことも大切かなと思っております。

そういう中で、あるP0の方からこんな御意見もあって、P0の役割がプログラム開発から団体に対する支援の名の下の介入操作に移ってしまっていると。それが最終受益者である市民や当事者のコントロールにもつながっていることを懸念しているというような御意見を私もいただいているところもあります。そういう意味では様々な意見もぜひ漏らさないようにして、議論をこれから進めていかないといけないのではないかとと思っております。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、野村委員、お願いします。

○野村委員 野村です。まず、これまでのJANPIAさんの御努力や、あるいは内閣府のほうの御努力に対して非常に強く敬意を表したいと思えます。

その上で1点だけなのですが、先ほど白井委員と、それから今、小河委員のほうから指定活用団体複数化の話が出ていたので、自分もちょっと意見を言わせていただこうかなと思うのですが、確かにそういうアイデアもあろうかと思うのですが、当初法律をつくったときに議論になっていたのは、こういった事務組織のところに休眠預金の費用を大量に使うのではなくて、実際に活動される実行団体のところにちゃんと流れるようにしなければいけないということだったと思うのです。そうなりますと、やはり複数にしていきますと、これはまたシステム投資に巨額の資金がかかってしまったりする可能性もありますので、私はどちらかというとJANPIAさんの仕事というよりは、資金分配団体のほうをより専門性のある人たちとか、先ほどちょっとアイデアがありましたけれども、地域ごとに非常に束ねられるような実力のあるような資金分配団体を充実させていくことが重要で、それで後から出資の話も出てきますけれども、2層目のところにファンドが出てくるというイメージですから、そういう意味では2層目のところはかなり能力のあるファンドが出てきて呼び水効果を持つような形のものを志向していくのがいいのではないかなと。

全体的な統括をするところの頭をたくさん増やしてしまうよりは、実力のある資金分配

団体の充実を図るというアイデアもあるのではないかなと思いましたが、その点だけ1点意見を述べさせていただきます。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はありますでしょうか。梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 今までの5年間、皆様の御努力については本当に敬服をするところですし、本来の休眠預金活用の制度が着々と実ってきているのではないかと、議論に参加させていただいた者としてとてもうれしく思います。

その上で、活動が非常に実ってはきていると思うのですが、さっき程委員がおっしゃられたところで、私も程委員と御一緒に同友会などに出させていただいているのですが、やはりこういう活動はどうしてもクローズではないのですけれども、ある御専門の方の世界では本当に当たり前知れ渡っていることが、多分民間の企業の方、また多くの人々にこういう実行団体が何をしているのだろうというメニューはあまり身近ではないところがまだまだ多いのではないかと思います。

そういった意味で、程委員がおっしゃった、少し身近にどんな団体があって、どんなメニューをしているのだみたいなデータベースとか、また、その団体のある程度の、格付はできないですけれども、評価に資する何かデータを整理していただいたり、そういったことをJANPIAさんがしていただくのか、していければいいかなと。

呼び水の役割というのはこれからのステージでは本当に重要になるし、社会的要請も公的な機関がパブリックなサービスをするというのに財源的にも無理がある中で、それを新しい資本主義というのかよく分かりませんが、新しい時代に向かって重要なことなのではないかと。

そういった意味では、もちろん無意味な事務管理コストをかけるという意味では全然ないのですが、組織体制が肥大化しないようにという定めがもともとある中で、肥大化というのは本来出すサービスに比して無意味にコストをかけること、ないしは無意味に組織を大きくするというのが肥大化であって、合目的な組織規模というのは肥大化とは容易に言わないのではないかなという気がいたします。

そういう意味では、各種のミッションを明確にした上で、JANPIAさん自身に対する御支援も含め、また、限度額の話も本当に40億で1桁違うんじゃないのというふうに私なんかは以前も申し上げたことがあったのですけれども、やはり休眠預金自体の規模も含めて、民によるパブリックな活動を発展させていくということでは、本当に資金投入というか、資源投入がとても必要だという気がいたします。

そういうことが起こった上で、こういう公益性のある活動をされている実行団体も含めた資金分配団体、そこには人材を育成したいというお話がずっと出ているのですが、さらに言えば、その人材が民間の企業者、営利目的組織の人材と競争力のある人材をつくっていけるかということはずごく重要で、そうなりますと待遇なんかも含めて、別にパブリッ

クな作業をしているから少し控え目に公益性を持って、公益性というのは組織が公益性であって、個人の活動としてはそれなりに待遇をしなければ持続可能性はないと思いますので、一日にしてできることではないのですが、そういう人材として、今、若い方はすごくソーシャルビジネスも含めて御興味があるので、もう少し支援をしていけば、多くの今やっている方にさらに優秀な人材が加わっていただけるような話になるのではないかと思います。

ちょっと長くなってしまって恐縮なのですが、私は会計的にも見させていただいて、営利と非営利の差はやはりパブリックな組織はパフォーマンスの対価が金銭で戻ってきませんので、ともするとコストも下げて一生懸命やっているのだけれども、パフォーマンスを証明できないよねみたいになるのですが、それをやり出すと縮小傾向以外なくて、営利企業は対価が金銭で戻るので、そうはいつでもコストをかけて戻ってきたじゃないか、売上げが上がっただろと言えるのですが、やはり非営利というのはかなり政策的な一貫性を持って活動支援していかないと、なかなか一定の成長路線に乗らないと思いますので、さっきおっしゃった、程さんの御意見ばかりお借りして恐縮なのですが、企業社会の資金をどういうふうに巻き込んでいけるかということもすごく重要で、今、SDGsとか、ESG投資とか、企業のほうも収益も重要なのは当たり前なのですが、公益性があることで多少収益に還元すると同時に社会的な還元もしていこうという流れがございますので、とても今は大事な時期ではないかという気がいたします。皆さん思われていることと重複ばかりの発言だったのですけれども、そんな気がするところでございました。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、江口専門委員、お願いいたします。

○江口専門委員 今まで本当に支援いただきありがとうございます。

伴走支援についてお願いをします。自立が困難な団体、NPOの団体を例に挙げて見ると、今までも多くのNPOが立ち上がって、多くのNPOが消えていくという感じであると思うのですが、その団体が何をしたいのか、どんな目的なのかというところを、団体をよく理解した伴走支援であってほしいなと思うのです。今、事務の繁雑さの点で困っているようなところがあって、初期の頃はそういう支援も含めてということであったと思いますし、その活動の理念に沿った支援をしていただきたいと思います。

この草の根活動におけるものはまさに非営利のものなので、そこから利益なんて上がることは考えられないし、社会にどう貢献していくかというところの目に見えない部分の評価も大事だと思いますので、ぜひ草の根の活動を伴走するとはどういうことなのか。どういうことなのかと私が言うのも変ですけれども、そこをしっかりと考えた伴走支援であってほしいと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はありますか。よろしゅうございますか。



それでは、御意見も出そろったようですので、これで議題1についての意見交換は終わらせていただきたいと思います。白井委員からは書面をいただきました。その他の委員からも貴重な御意見をいただきました。本日の議論、それから議連での議論もありますので、そこを踏まえて事務局で改めて論点を整理の上、これをできるだけ個別の論点の進め方、あるいは内容の議論に反映させていきたいと思っております。

ただ、大枠での御議論、それから評価のことについても少し御意見を頂戴したので、私と事務局の間で、さっきお示ししたスケジュールどおりでいいのかも含めて検討したいと思います。

それでは、続いて、議題2に入ります。まず、内閣府から資料4、出資・貸付けの実現による資金的支援の多様化案について御説明いただき、その後、また意見交換を行いたいと思っております。それでは、お願いします。

○下井参事官 内閣府参事官の下井と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私からは、資料4「出資・貸付けの実現による資金的支援の多様化案について」に沿って御説明いたします。

初めに、ここでは出資・貸付けというタイトルにしておりますように、これまで出資と貸付けの両方について検討してまいりましたが、今後は「出資についての検討」という形で議論を進めたいと思っております。これまでのヒアリング過程を通じまして、現状、貸付けのニーズに比べて出資に対するニーズが非常に強いということ、それから今回、出資・貸付けの分野を初めて認めることになり、慎重に進めるため、両方を同時に進めるのではなく、まずはニーズの強い出資から始めたいということ、そうした理由から、今回の5年後見直しにおきましては、出資の解禁に絞って議論させていただきたいと思っております。

まず目次を御覧ください。全体像でございますが、なぜ出資を行うのか、その目的や意義、それから出資の実現を求める声、出資に対するニーズについて御説明いたします。続いて、英国の先行事例や国内における類似の出資スキームについてお話をした上で、現行の休眠預金等活用法における規定や運用の実態、出資に係る課題整理を行いまして、それぞれの対応について御説明いたします。

では、1ページを御覧ください。休眠預金等活用事業において、なぜ出資を行うのか、その目的や意義でございます。休眠預金等の資金は、社会の諸課題の解決を図る事業への資金として使われておりますけれども、そうした社会の諸課題の解決を図る事業を休眠預金等の資金で全て賄うことはできないわけでありまして、休眠預金等の資金は民間資金を補完するための資金と位置づけられており、先ほどの議題1で委員の皆様からも、民間資金を取り込む、という議論がありましたけれども、こうした事業に対して民間から資金を呼び込むこと、民間の資金が入ってくるような仕組みをつくることは重要ではないかと考えてございます。

今回、出資が実施できるようになることで、民間からの資金を呼び込むことがより可能

になるのではないかと考えてございます。また、その資金量の増大と同時に、団体の自立化の促進や経営基盤強化のための経営支援、すなわち資金面以外の強化も図られる、そういった意義があると考えてございます。

続いて、2ページの「休眠預金事業における出資の実現を求める声」を御覧ください。実際に現場からどのようなニーズ、出資の実現を求める声があるのか、という点でございます。まず出資を行う資金分配団体からは、先ほどの目的や意義でもお話をしましたけれども、社会の諸課題の解決を図る事業に民間資金を呼び込む、そして支援団体の多様化、裾野の拡大につながる、といった声がございます。また、支援団体の自立を促し、特に創業期のスタートアップが成長するエコシステム形成の起爆剤となる、といった声がございます。一方、出資を受ける実行団体からは、助成と比べて出資を受けることで経営に対する意識が変わる、経営基盤・組織能力の強化につながる、といった声がございます。

続いて、3ページの「休眠預金を活用した英国の先行事例」を御覧ください。英国では、社会的インパクト投資市場の形成を目標としまして、2012年に創設されましたBig Society Capital、いわゆるBSCが休眠預金を活用しまして社会的投資を行う金融仲介機関に対して既に出資を実施しております。そこでは民間資金による共同投資が拡大しているということでありまして、表の真ん中のところがございますけれども、BSCの投資実行額の約5.4億ポンド、日本円で約890億円でございますけれども、これに対して約2.5倍の約19億ポンド、日本円で約3,000億円を超える民間資金が呼び込まれるなど、BSCによる市場形成活動の成果が出ているということでございます。

次に4ページを御覧ください。ここでは参考として「英国の休眠預金の流れ」について簡単にまとめてございます。BSCから金融仲介機関を通じてチャリティ団体、社会的企業等に対して出資を行うスキームになっているということでございます。

続いて、5ページの「国内における出資類例」を御覧ください。日本では同じような出資スキームを実施しているところはないか、ということでございます。例えば、東京都や独立行政法人中小企業基盤整備機構におきまして類似事例がございます。リスクマネーの呼び水効果を企図して、ファンドを介して支援をするという間接出資の形でございますが、出資の支援制度が存在しているところでございます。

5ページは東京都の事例であり、東京都が今年発表しました「ソーシャルインパクト投資ファンド」でございます。これはインパクト投資を促進し、社会の諸課題の解決に取り組む新しい金融の流れを加速させ、東京で暮らす人々のウェルネスを向上させる、という目的をもって創設されたものということでございます。

東京都は最大10億円の出資を基に、目標100億円規模のファンドを通じて投資をするスキームであり、5ページの下段の図のような出資スキームになってございます。

次に6ページを御覧ください。これは独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施しております「起業支援ファンド・中小企業成長支援ファンド」でございます。東京都の出資ス

キームと同じく、ファンドに出資を行いまして、そのファンドを通じて中小企業を支援する出資スキームになってございます。

続いて、7ページを御覧ください。現行の「休眠預金法の規定」及び「運用実態」でございませう。今回は大きく2つの見直しを考えてございませう。1つは現行法で規定されております、このページの図の右側部分の2層目から3層目、資金分配団体から実行団体に対する出資を解禁するというものでございませう。現行法律上認められておりますけれども、設立当時の堅実に始めるという考え方に従いまして、現行運用上行っていないところではございませうが、こちらを解禁するというものでございませう。

もう一つの見直しは同じ図の左側部分、1層目から2層目、指定活用団体から資金分配団体に対する出資を新たに創設するというものでございませう。現行法律上規定されておりますが、先ほどお話しました東京都や独立行政法人中小企業基盤整備機構の事例などを参考に検討しまして、それらと整合的なスキームとして今回新たに取り入れてはどうかと考えているものでございませう。

続いて、8ページを御覧ください。こちらは見直し後の「想定される出資スキーム例」をイメージとしてお示ししているものでございませう。上の図の例Aでございませうが、先ほどの東京都や中小企業基盤整備機構のようにファンドを活用するものでございませう。1層目の指定活用団体からファンドである資金分配団体に対して出資を行いまして、そのファンドを通じて3層目の実行団体に対して出資を行うといったスキーム、いわゆるファンド出資型のスキームでございませう。

また、下の図の例Bでございませうが、こちらはファンドをつくらず、資金分配団体に対して出資を行い、資金分配団体が実行団体に対して出資を行うというスキーム、いわゆる法人出資型のスキームでございませう。

続いて9ページを御覧ください。先ほど今回の見直しは大きく2つと申し上げましたけれども、1つ目の見直し、2層目から3層目の出資を解禁するに当たっての現行法における出資に係る課題を整理したものでございませう。出資を実現するにあたりまして、大きく2つの課題があると考えてございませう。1つ目の課題としては、現在の指定活用団体でありますJANPIAの組織体制のあり方でございませう。先ほどの議題1でも議論が出ておりましたけれども、制度創設以来、指定活用団体となる1層目の組織体制の肥大化を防ぐ観点から、出資の実現に伴う審査・監督体制はどうあるべきか。必要最小限とすることを基本とするか、また出資に特有な追加すべき体制としてはどのようなものが考えられるか、そういった点についての検討が必要と考えてございませう。

2つ目の課題としましては、出資の具体的な制度設計ということでございませう。例えば出資の対象範囲や規模、そのほか助成と異なりまして、利益が生まれる可能性がございませうので、出資の場合にはこの利益をどのように扱おうとよいのか、資金の戻り先となります資金分配団体の利益とするのか、あるいは休眠預金等の性質に鑑みまして、何らかの特有の制度設計が必要と考えるのか、そういった具体的な制度設計についてそれぞれ検討が必

要と考えてございます。

続いて10ページを御覧ください。先ほどの2つの課題のうち1つ目の課題についての対応を整理したものでございます。1つ目の課題であります、現在の指定活用団体であるJANPIAの組織体制のあり方でございますけれども、先ほど申し上げましたように制度創設以来の組織体制の肥大化防止の観点で踏まえまして、できる限り、1層目の指定活用団体のところが大きくならないよう必要最小限の人員体制の確保で対応することを基本としてはどうかと考えてございます。また、現在行われております助成支援における監督や成果指標測定など、そうした現行の助成の支援手法を基礎としつつも、出資という新たな金融の手法を伴うわけでございますので、特有の対応、例えば金融面での知見として、金融専門家を審査会議の構成員に含めるなど、そうした対応を追加することとしてはどうかと考えてございます。

続いて、11ページを御覧ください。2つ目の課題であります出資の具体的な制度設計、すなわち、どのような対象に対して、どのぐらいの規模で出資を行うのか、などの点でございます。まず、休眠預金等資金が民間資金を補完する資金といった性質であることを踏まえまして、民間からの資金が十分ではないと言われております初期段階のスタートアップを対象の基本としてはどうかと考えてございます。

それから、今回出資を運用上初めて認めることとなりますので、まずは堅実なスタートということをごさいますして、規模も助成の場合とほぼ同額となる数千万円規模としてはどうかと考えてございます。対象事業につきましては、もちろんステージにもよりますし、ファンドの存続期間にもよりますけれども、基本は5年程度を目安に始めてはどうかと考えてございます。

エグジット手法につきましては、この分野における事業の収益性が低いと言われておりますので、M&AやIPOに限らず、様々な手法を許容してはどうかと考えてございます。

また、出資割合につきましては、休眠預金の民間資金の補完性という観点からいけば、原則2分の1以下となることが望ましいと考えますが、この分野に民間資金が十分に流入していないという実態もありますので、そうしたことを踏まえまして、一律には定めない、そういった対応にしてはどうかと考えてございます。

続いて、12ページを御覧ください。課題2の出資の具体的な制度設計の続きとして「利益等の取扱い」の点でございます。こちらは現在の指定活用団体でありますJANPIAから助成を資金分配団体に提供しまして、資金分配団体が実行団体に対して出資を行った場合には、実行団体から得られる利益が資金分配団体に戻ってくるということになります。この利益等の取扱いにつきましては、原資が休眠預金ということに配慮した特有の制度設計が必要ではないかと考えてございます。利益等を資金分配団体のものにするのではなく、社会の諸課題の解決を目的とする同種の休眠預金等活用事業に再度出資あるいは助成をする、そういった社会の諸課題の解決を図るための事業に資金を循環させる仕組みをつくり出すことが重要ではないかと考えてございます。

続いて13ページを御覧ください。今回の大きな見直しの2つ目の点、1層目の指定活用団体から2層目の資金分配団体に対する出資を新設するところについての課題の整理でございます。現行法における課題の整理と同じように、2つの課題の観点、すなわち現在の指定活用団体でありますJANPIAの組織体制のあり方、それからもう一つが出資の具体的な制度設計、これらの点について現行法で整理した課題に対応する形で整理してございます。

まず1つ目の課題、組織体制のあり方につきましては、制度の設計内容次第であり、例えば東京都などのようにファンド出資型を活用すれば人員や体制の強化、もちろん一定程度の金融人材の確保は必要となりますけれども、相当程度抑制可能になるのではないかと考えてございます。例えばファンド出資型であれば、最も金融知識を必要とすると考えられますのは、個々の出資の判断や出資を行う者になると思いますけれども、それについてはファンドを実際に運営しますファンドの運営事業者が担うことになり、いわゆる資金分配団体相当の2層目のところ、その団体がいかにしっかりと出資判断を行い、対応するかということになります。そのため、指定活用団体自身がそうした体制面での強化は抑制可能になるのではないかと考えてございます。

一方で、2つ目の課題の出資の具体的な制度設計という観点からでございますけれども、まず利益等の取扱いにつきましては、指定活用団体が出資を行う場合、利益は出資元であります指定活用団体のJANPIAまで戻る形を取ることができますので、途中の資金分配団体におきましては、その取扱いの検討をする必要がないということになります。また、資金分配団体が株式会社である場合には、課税面も課題として考えられるところでございます。税務当局が判断するところでございますけれども、一般的に、ファンドを活用する場合には、課税面での課題が回避できるのではないかと考えてございます。

このように2層目から3層目の出資の解禁にとどまらず、1層目から2層目への出資も新設することにより、より良い制度設計が可能になるのではないかと考えてございます。

以上、駆け足で恐縮でございますけれども、事務局からの出資に関する説明は以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、資料4について意見交換を行いたいと思います。初めに、本件の専門家でもいらっしゃる野村委員と白石専門委員から御発言をお願いしたいと思います。まず、野村委員、お願いします。

○野村委員 ありがとうございます。私は商法、会社法というのが専門なので、ふだんこういうのをやっております、また、実務でもこういうのをやっているわけなのですが、今回の案はいろいろ練られていまして、私自身はいずれも共感できることが多いなと思っています。もちろん細部についてはもう少し詰めなければいけないところがあると思うのですが、まず今回の議論をするときに一番大事なのは、この出資を何でやるのかという話をしっかり理解することが必要だと思います。通常ですと、出資はもうけるためにやるわけなので、もうけるためのスキームなのです。ただ、今回やはり実行団体という

ところが必ずしも収益を上げるわけではないという場合がある中で、出資をなぜやるのかと。完全に収益性を度外視して、まさに先ほど江口専門委員からお話がありましたような草の根の本当に利益ではないものをリターンとして考えていくというような活動には、やや向かない部分もあるのかもしれませんが。

ただ、今、例えば若者たちの中には、社会課題を解決しながら新しいビジネスをつくって、それを自立性のある形で一つのビジネスモデルに構築していこうという動きがすごくあって、それを支援するというのは非常に重要だと思っています。ただ、現在の銀行実務では、やはり過去3年間の財務諸表を持ってこなければお金を貸せませんという実務が残っていますので、やはりそこに最初のスタートアップの部分のお金を流すという仕組みが必要だと思っています。

その中で、先ほどの資料の中に2種類あって、ファンド型以外の会社型という出資のものがあつたかと思うのですが、こちらのほうは本当に初歩的にそういったことを始めようとする人たちに対して出資というものを行うことによって、まさに企業としての自立的に運営していくことのトレーニングをしてもらうということが一番の目的ではないかなと思います。出資を受ければちゃんとアカウントビリティを果たさなければいけませんから、定期的に報告をちゃんとやったりとか、あるいは会計をきちんとしなければいけませんので、ずさんな経理などはできないということを、出資を受けることによって学んでいくことが必要で、そうすることによって自立性のある企業体として、将来ファンドなどからも支援を受けられるような立派な団体になっていくというような道筋をまず一つ描く必要があると思います。出資すればコーポレートガバナンスの規律の中に置かれていくことになって、もらいっ放しのお金の管理とは随分違う世界が見えてくるはずですので、そこをまず支援したいというのが一つです。

もう一つは、ある程度自立化してきているところにより一層大きなお金を流していくスキームということだと思っておりますが、これがファンド型というふうに出てきているものの趣旨だと思います。これは休眠預金がまさに前半あつたような呼び水となって、ここにそういった社会課題を解決しながら、ある一定の収益をきちんと管理運営しながら実現させていく団体をちゃんとセレクトして、そこに対してお金を流してくれるようなファンドがあるのであれば、そこに民間企業もどんどん相乗りしてお金を入れていきたいと思いますという流れになってくる可能性があるということです。

このファンドを誰が運営するのかということなのですが、これは先ほどちょっと御紹介があつた投資事業の有限責任組合という形態があるのですが、この形態を取りますと、GPと言っているのですが、無限責任社員の形になっている人がファンドマネジャーですので、この人たちが管理運営をするという形になります。そこに、仮にJANPIAさんも出資に一枚絡んでいたとしても、JANPIAさんが別にGPをやるわけではないので、ここに社会的なインパクトをきちんと評価できたりとか、あるいは投資先を選別したり、お金を引き揚げたりすることのできるような能力のある人が貼り付いているというイメージですので、

2層目のところに非常に充実したファンドというものを構築していくことにつながっていくだろうと思います。

そうすると、さっき1案、2案というのがある、JANPIAさんはどうしますかという話があったのですが、私は、JANPIAさんも出資をするというパターンがあってもいいだろうと思っていて、そこは法改正して出資の道筋をつけたほうがいいだろうと思っています。それは、1つは、これをファンドにしてしまいますと、そこで完結してしまうとお金がそこにたまってしまうのです。もうけが出てしまったときにそのお金は結局、もともとは国民のお金だったのに、もうけが出てしまって誰のお金なのという話が出てきてしまいますので、私はそれはJANPIAさんのほうに戻るような仕組みをうまくつくることが必要なだろうと思っています。あるいは再投資という形でもいいかなとは思いますが、それでとにかく出たもうけはまた同じように社会的インパクトのあるところにお金が還流していくという仕組みをつくらなければいけないと思いますので、それは課税の問題も考えていくとすれば、一旦パススルーの形にして、先ほど導管と言っていましたけれども、トンネルみたいなものですね。お金がそこにたまらずに外に戻っていく形になりますと、真ん中のところで課税されないという形になりますので、そういったようなことも含めて、JANPIAさんも出資をして、それから、それがファンドを通じて出資されるというようなスキームは2つ目の目的ですね。まさにある程度方針の対象となり得るような立派な団体が育ってきている中で、そういう人たちに対してのインパクト投資をするためのスキーム、これを休眠預金と呼び水となつてほかのところからお金がどんどんそこに流れ込んでくるという形にするのを目指すという2本立てになっているのではないかなと思ひまして、今回いただきました説明で私は一つの方向感が示されているのではないかなと思ひました。

取りあえず意見としては以上です。

○高橋会長 野村委員、ありがとうございました。

続いて、白石専門委員、いかがでしょうか。

○白石専門委員 御指名ありがとうございます。世界のみならず日本でもESG投資やインパクト投資が普及していく中で、株式会社の中でも社会や環境の課題解決を第一義の目的とした企業の役割は上場企業からベンチャービジネスまで非常に大きくなってきていると思ひます。そういった企業が今後休眠預金の支援、投資対象になっていくのは、まさに時節を得たものとして今回の見直しの中で大変意義深いものだと思ひます。

助成と投資を簡単に比較しますと、投資の場合は株主としてガバナンスをより有効に活用できます。インパクトを測定していくというのは全く同じですが、投資からは経済的リターンを得ることができる。回収資金をさらにほかの投資に有効活用できるという点で非常に有効だと思ひます。

投資スキームとして1案と2案をつくっていただきましたが、2案は指定活用団体自身がインパクト投資ファンドの出資者、法的には恐らく有限責任組合の有限責任組合員にな

るというスキームですので、指定活用団体は出資者としてガバナンスが有効に機能すると思います。また指定活用団体自体に経済的なリターンが資金として戻ってくることになり、JANPIA自体が回収された資金を再活用して再度助成なり投資なりに使えるということでも有効だと思います。

また、1案も2案もJANPIA自体が直接投資を実行団体にするというスキームではないと思います。特に2案の場合はインパクト投資ファンド自体を選別して、そこに投資をしていくわけですから、投資先である実行団体の選定や経営支援はインパクト投資ファンドが行っていきますので、JANPIAサイドの人的なリソースはある程度限定でき、組織が肥大化することはないだろうと思います。

これまでJANPIAは中間支援組織の育成、助成財団の育成をしてきたわけですが、今後これがファンド投資を通じて民間資金の呼水となり、インパクトを測定・管理しながらソーシャルビジネスの経営支援を行うインパクト投資ファンドのプレーヤーを育成していくという意味で、JANPIAのエコシステムを構築する主導的な役割になると思います。その点で2案の実現に向けて大いに期待をしたいと思います。

○高橋会長 白石専門委員、ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見のある方、お伺いしたいと思います。手を挙げていただけますでしょうか。白井委員、どうぞ。

○白井委員 ありがとうございます。先ほどの資料ともちょっと重なる部分があるかもしれませんが、本当にこの出資・貸付けの部分が始まることへの期待感、そのインパクトの大きさの予想というのは事務局から、また、お二人の委員から御説明をいただいたとおりでございます。そういう中で、本当にここが民間資金の呼び水になっていくようにというようにことを考えても、やはりずっと引っかかっているのが必要最低限の人員でというように表現です。これは休眠預金が実現していく社会、誰も取り残されない社会をつくるのに本当に40億では無理というところで、非常に大きな事業に取り組もうとしているところに、先ほど梶川委員からもありましたように、肥大化というようなワードは当たらないかなと思っています。

今、この法律の制定時からまた大分社会状況が変わってきていまして、いわゆる活動団体とか、いくらお金があっても人が来ない、人が本当に雇えないと。それこそ民間団体と比べて待遇がよくないので全然来ないというのが実情です。資金分配団体を増やす、それを募集してということもどれだけ大変なことだったかというのはJANPIAさんからもよく聞いているところですし、まさにこの出資・貸付けをやるということによって選ばれた資金分配団体が結局この5年間やらせてもらっていないというような状況の中で、しっかりこの出資・貸付けの部分の可能性を花開かせるような体制をつくることを改めて要望したいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

野村委員、再度ですね。どうぞ。



○野村委員 先ほど白石専門委員のほうからお話があったのですけれども、私どもが1案、2案というような話で言っていた話は後半のほうに出てくるJANPIAが出資するというところの法改正として加えるかどうかということの話だったわけですが、そこは私は白石専門委員と同じように、2案と言われている、出資もするというパターンですね。この形をよしと思います。

そうしますと、白井委員がかねてから言っておられるような、出資をするわけなので、今まで助成をやっていたのはちょっと違ったことをやりますから、それはそれなりにある程度組織が少し必要になるだろうと思うのですが、これは梶川委員がおっしゃったとおり肥大化ではありませんので、新しい仕事にふさわしい人が必要となればそれを配置するというだけのことだと思います。

それで、先ほども白石専門委員からもお話があったのですけれども、これは私も言及したのですが、例として挙げられているほうです。出資されるイメージとして、8枚目のスライドになると思うのですけれども、例Aと例Bが2つ示されていて、これは私が冒頭、下のほうがまだこれから出資の勉強をしてもらいましょうという人たちに対してのスキームというイメージでお話をしていたもので、出資という形でお金を受け入れることで自分たちが株式会社としての運営の仕方を学んでいくという話をしていたのは下のほうの例なのですが、主として今期待されていますのは上の例Aということになっていて、ここの部分にファンドが介在する形でどんどんお金が流れるという、これは新しい大きな目標にしたいと皆さん思っておられると思います。

このときもう一回だけ、くどくなりますけれども、ここにファンドとして出てきている事業投資の有限責任組合と言われているものは、有限責任という形で出資する人と無限責任で出資する人が出てきて、無限責任で出資をする人がこのファンドの運営会社で、この人たちは運営の活動をやった後、この事業費をこの人たちはファンドからもらう形になっているわけなのです。ここが専門性の高い仕事なのですけれども、これはJANPIAさんがやるわけではないので、ここの部分がまるでJANPIAに新しく必要になるから肥大化するのではないとか、あるいは最初に白井委員のほうからお話があった、だったらJANPIAとは別の団体をもう一つつくる、指定活用団体をもう一つというイメージがあったと思うのですが、これはやはり不要ではないかなと思うのです。これは要するにファンドの運営事業者というのは2層のところを外出しされているものなので、1層のところの頭が複数になることは普通は考えにくいので、そういう意味では、私はこの図で整理されているように、2層目のところにいわゆるインパクト投資のファンドというものがしっかりと構築されて、これは従来型のスキームでこのような形のものになればいいのではないかなと思います。

ちょっとくどくなりましたが、以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 今の野村先生のお話とか、私自身も申し上げて、皆さんの意見と重複するの

でございますけれども、この出資に関しては非常に賛成でございます。前向きにやっていたらと思います。その上で、資金の出資という形でされる場合、資金の受け手のガバナンスというか、アカウントビリティーがとても必要だということは先ほど来の御意見なのですが、全く個人のポケットマネーであるのではない出資というのは、出資するほうの出資先に対するガバナンスをきちんと持っているというアカウントビリティーを、出資元も大切だと思うのです。そういう意味では、この形態を取られますと、もちろん助成と同様に、助成でもきちんと今、ガバナンスを出資先に、助成先をよく見ていかれているということはあるのですけれども、そこのある部分は当然、組織目的どおりやられているよねというのが大切なのですが、出資という形はある種、持分権を留保されて、時間軸として継続的なガバナンスをかけないといけないという点があると思いますので、ここは資金の出し手が従来資金の受け手に対して見ておられたのと、もう一つ継続的に見続けられる能力というのはすごく重要になると思うので、より専門性が高いガバナンスをかけていくことが必要になるのではないかと思います。

そういった観点で、ここの資金を運用するファンドというところがあるのですけれども、投資有限責任をつくられるのか、GPということなのですけれども、GPの方自身の公益性と収益性をバランスした資金ファンドとしての運用というのは、そういうファンドがおありになるのかもしれないですが、私は不勉強なのですけれども、そこ自身の分野というののもかなり育成していかなければいけない分野だと思いますし、逆に言うと、私はJANPIAが資金を出される、出資されるという部分で、ファンド自身は導管ということでいいと思うのですけれども、いわゆる資金を投資される方というのは、ファンドに対して期待収益率をどのぐらいに置くのかという目線がございますよね。ファンドにそれは理解していただかなくてはいけなくて、その部分の線引きというのは資金の出し手のポリシーを明確に相互の理解が進まないはずののかなという気がいたしますので、そこはやはりどんな形で考えていくのか。

損をしなければいいというのか、リターン率がリスクキャピタルの場合にはある程度、ただの貸付けとははるかにリスクキャピタルなのだから欲しいよねというのが普通のファンドなのですけれども、このケースではそういった求める収益水準が全然違うわけですので、どの程度の収益でいていただきたいか。私自身ちょっと、あまり内容はあれなのですけれども、官民ファンドに多少触っているところがございまして、官民ファンドなんかは政策目的の達成のためというふうにはいるのですが、時間の経過とともに当たり前ですけれども財務省さんなんかを含め、また、世論も収益が出ていないじゃないかみたいところはどうしても出て、損はしないでねという、その現場的になりますと、多分こういうファンド運営者としては、どういう数字を求めてバランスを取っていくかというのは現実的には非常に難しさもあると思いますので、反対にその辺の専門性の知見をどこに集めるのか。やはりJANPIAさんも私は持っていた形というのも想定していく。それがさっき言ったファンド運用の組織肥大化ということではなくて、ポリシー的な知見の

蓄積というのはすごく重要になるのではないかという気がいたしました。

また長くなってしまいましたけれども、申し訳ございません。

○高橋会長 ありがとうございます。

小河専門委員、お願いします。

○小河主査 ありがとうございます。1点まず確認なのですが、最終的にこの出資先、実行団体の想定という範囲は、そもそも今まで休眠預金というのは、基本方針のはじめにの部分で社会の諸課題というところの枠の中では3分野ですよね。子ども・若者支援、生活困窮者の支援、地域の中で活力の低下を行っているほうの支援という分野に限られて、今回はそれに国際協力という分野をまた加えようという案はあるわけですが、その範疇の中でという、それが例えば株式会社だとかソーシャルビジネスというところであって、例えば環境問題も非常に大きな問題ですけれども、これは多分、環境という部分だと範疇に入っていないみたいなことになるのかなと思いますが、その部分については、今、想定のところを教えていただければと思います。

○高橋会長 事務局、よろしいですか。

○小川室長 事務局でございます。小河専門委員御指摘のとおりでございます。休眠預金の枠組み自体はそれを前提といたしまして、そのための支援の手法として従来の助成に加えて出資を加える、このように考えておるところでございます。そういう意味で、対象についてはこれまでと同じ範囲を想定しているということでございます。

○小河主査 ありがとうございます。分かりました。

その上で、私から申し上げるのは、もちろんこういうふうにも多様化で、今まで5年間の中では出資・貸付けも行ってこなかったのですが、新たにこういった分野に広げていくということについての方向性は、私は賛成です。

しかしながら、やはり今まで5年間の活動の中でも手探りでやってきたという、社会実験というところでやってきたところがあるので、これも最初からぐんと広げるということよりも、やはりスモールスタートという部分も大切なのではないかなと思いますし、これはここにいらっしゃる皆さんはよく御理解いただいているところですが、どうしても、出資は当然リターンで戻ってくる。しかしながら、従来から大変困難な課題を解決するために、先ほど江口専門委員からもありましたけれども、草の根をやっているところとは物差しが当然違うわけですので、そうするとより出資のほうがいいよねというような形に行かないようにという部分も大切な視点ではないかなと思っています。その辺りのバランスもよく検討しながら次のステップに進んでいくことが大切かなと思っています。

それから、先ほど、今度指定活用団体のことについても複数、あるいは野村委員からも、いや、今のままでというような御意見もあって、ここはやはり今後も議論していくところかなと思っておりますが、私は、さっき言ったように、例えば、とはいっても今まで現実にJANPIAさんも、特にこのコロナ禍において当然体制ができない中で、急にコロナの枠が倍に増えて、そういう大変おつらい中で無理をされたのではないかなとも思っています。

今回もそういう意味では当然、全体の規模に応じてしかるべく指定活用団体が、例えば同じようなJANPIAさんの規模で、JANPIAさんを少し大きくしたところで、それでもっと将来的に金額が増えていくことになったら、ますますJANPIAさんも疲弊されてしまうのではないかなというのも一方で心配するところです。

やり方についてはいろいろな方法があるかもしれませんが、必ずしも今のままでいいということのみならず、ここは様々な意見をいろいろ伺った上で、何が一番今後いいのかということ、より議論を深めていただけるとありがたいと思っています。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

○小川室長 事務局からちょっと補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

○高橋会長 どうぞ。

○小川室長 恐れ入ります。指定活用団体の組織のサイズについて御議論が幾つか出ております。特にお配りした資料の中で10ページに、例えば出資を行うときに必要最小限の人員体制といった言葉が出ております。この必要最小限という言葉の受け止めに少し幅があるのかなとお聞きしながら考えておりました。私も原案を作成しました事務局としては、必要、必ず要るものについては手当てがされると。しかし、そこに余分なものはない。このような意味で必要最小限というふうにここは表記をしているわけですので、実際は求められるにもかかわらず、それが充足されないと、そこまで切り込む意味での肥大化防止ということを意図しているものではないと。ここは確認的でございますが、事務局の考え方として御説明をさしあげたいと考えております。

それから、JANPIAの実態の話は、むしろ我々というよりも、もし必要であれば、本日オブザーバーで参加しておられますJANPIAの方々から補足をいただければと考えているところでございます。

恐縮でございます。以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

後ほどまた二宮理事長には御意見を伺うことになってはいますが、何か現時点でJANPIA側から御発言の希望なりはありますか。よろしいですか。

○岡田専務理事 1点だけ。先ほどコロナの関係で御指摘がありましたので、コロナを新しく始めるときに、それなりに事務費をつけていただきまして、JANPIAとしてはPOなどの人材を一応補強した形で対応するような取組をしているところでございますので、そこだけちょっと御紹介させていただければと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

野村委員、どうぞ。

○野村委員 ありがとうございます。出資という概念が出てくると、どうしてもお金もうけというふうに皆さんお考えになられる可能性が高いので、一言だけ付言しますけれども、

現行の株式会社法、会社法では、株式というのは分配、要するに配当ですね。配当を必須とはしていません。株式というものの最低条件は、配当か、あるいは残余財産分配請求権かのいずれかを保障しさえすれば、これは株式として成り立つというふうに整理されています。これは昔、中間法人というふうに呼んでいたものが現行法は株式会社の形で運営されているということになっています。これは現行の制度ですので、例えば先ほど例Bという形で、小さく育ち始めている事業体に対して出資をして、それで株式会社に慣れてもらうという話を先ほど私は申し上げましたが、このときの出資の株式の種類は、無配当のもので全然構わないわけなのです。つまり、配当をよこせという形になりかねないというのではと懸念される方がおられて、それが収益性をどのぐらいまで議論しなければいけないのかみたいな話があるかもしれませんが、そういう形ではなくて、この出資をしたときに株主に対してきちんと株主総会をやったりとか、あるいは事業報告をしたりということはもちろん配当がなくなるとやらなければいけませんので、必要になってきますし、下手なことをやれば株主から経営者が解任されたりとか、あるいは帳簿の閲覧請求が来たりとか、そういう会社法上の様々な権限を持っている人が自分の会社に関わりを持っているという状況に慣れてもらう。そういう中で事業をちゃんと運営していくということを育てていけば、それがいずれは大きなビジネスになっていって、世の中で大規模な投資を受けられるようなソーシャルセクターとしての役割を担っていくような人が育っていくイメージなので、出資は必ず利益を求められるものというわけではないのだということをお考えいただければと思います。

それから、先ほど梶川委員のほうからお話があって、確かにファンドとなってくると、それはどのようなファンドとしてというイメージがあるかもしれませんが、社会的インパクト投資というのであれば、いわゆるインパクトの評価の仕方が収益性だけではなくていろいろなもので評価していったら、それが最終的に長期的な利益として還元されてくるというような計算の下に投資をするというファンドが存在しているわけで、現にやっておられる方もたくさんおられるわけですが、JANPIAさんはむしろそういったようなものに一枚かむというイメージだと思うのです。自分から一番最初にそれをつくり始めるわけではなくて、そういった人材が世の中にたくさんいて、まさにインパクト投資をこれからやろうとしている人たちを選別して、この人たちに自分たちも出資、一枚かんで有限責任社員としてそこにお金を、休眠預金を入れると。ただ、これは入れるのは休眠預金ですから、それを無駄遣いされて、例えば不祥事でなくなったりしたら困りますので、それは梶川委員がおっしゃったような出資者としての長期的なガバナンスが必要になる部分だけ人材とかそういったものも必要になる。それはもちろんそうだと思うのですが、これは必要最小限度の拡充にすぎないと思いますので、私はやはりJANPIAをもう少し、出資をするのだったら、肥大化と呼ばれない程度まで予算を使って制度を充実させていただくということがいいかなと思います。

もう一つつくるとどうしても二重投資になってしまって、やはりシステム投資にすごい

お金がかかったことは皆さん御記憶あると思うのですけれども、そういった団体をもう一つつくるということは何となく、トータルで見ると事務費の無駄という感じがするので、むしろ今あるものを、事務費を拡充することで充実させていくほうが合理的なのではないかなと。ここは別に何かすごく意見が先鋭的に対立しているというよりも、トータルでどれが一番合理的なのかということで議論していけばいいのではないかなと思います。

取りあえず以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

程委員、どうぞ。

○程会長代理 ありがとうございます。こちらのほうは本当に呼び水ということを最初にうたっているので、当初の休眠預金を設計するときの原点に立ち戻ってとてもいい方向性だと思います。

もう一つ、そのときに使った言葉として、革新的イノベーション、新しいプラットフォームをつくっていこうということがありました。海外と比べては遅れていますけれども、日本にしては今回の取り組みは革新的なことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

そんな中、企業の観点から見ると、さっきのスキームのAとB、どちらがいいのかなと思っていたのです。私の答えは、両方あるかなと。特に、例えば上のほうは金融機関側がどうかとか、そういったような新しい商品をつくるようなところには非常にアトラクティブ、魅力的だし、企業もそういうところがあると思うのです。企業はもう少しダイレクトに、こことこういう領域で一緒にやっていきたいという願望が強いので、もしかしたら企業側はBパターンがいいのではないかなと思います。企業側からすると、まだ少ないですが、マッチングという概念をつかえるのではないのでしょうか。お金だけではなくて人もマッチしてつけていくよというような概念をうまく利用して、新しいイノベティブな一つの方向性ができてくるのではないかなと思います。

そんな中、先ほど御指摘があったように、このスキームにはリスクも出てきますし、スモールスタートがいいと思うのです。そういうスモールスタートをする際に、やはりこれに手を挙げていくような団体さんとかそういうことに積極的な企業と、実在する組織をある程度想定しながらシミュレーションして行って、制度設計していったほうがいいと思いますので、既にやられていると思いますけれども、このスキームは2つとも有用だし、還元するスキームはさっきの案1、2とありましたけれども、2が必要かなと私は思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。私も程委員に触発されて発言させていただきます。8ページの例として2つ出していただいたものを拝見しながら、やはり事務局におかれましても、「出資」というニーズの高いものを始める際に、慎重な取組、とりわけリスクを

最小にする、そういう方向で8ページの2つの類型を考えていただいたのかなと思います。そこで質問させていただきたいのは、これまでのJANPIAさんの選考過程において、今回の「出資」を判断する際には、ファンド運営事業者から休眠預金等活用事業が申請されるということでございますが、その内容について選考するとともに、ファンド運営事業者が実行団体に対して「経営技術指導」とありますように、いわゆる「伴走する」ということも含んでいらっしゃるのかどうか。「出資」の選考過程においては、もちろん経営についての評価というのがより一層積極的に加わるとは思いますが、選考基準についてどのような変更があり得ると想定されているか。そして、支援としても出資だけではなくて経営が、あるいは事業が円滑にいくようないわゆる伴走、POの活動をどのように考えていらっしゃるのか。

私としては、ファンド運営事業者に関わっていただくということがまず第一義的にはJANPIAさんのリスクを少なくする枠組みではないかなと素人ながら受け止めておりますが、休眠預金の活用の趣旨を生かすための選考や支援の枠組みについての留意点などがありましたら、教えていただければありがたいです。よろしく申し上げます。

○高橋会長 事務局、いかがでしょうか。

○小川室長 細部、具体的にはもう少し検討を進める必要がありますが、基本的には今、清原委員が御指摘、お察しのとおりだと思います。特に出資を解禁するメリットのところにも関係しますけれども、ここの絵で見ますとファンド代表者として経営技術指導をすると、ここに対する実行団体側の期待も大きいわけございまして、どのようなことを行うかということも含めて、このファンド運営事業者、それから資金分配団体からのJANPIAに対する申請においてはその部分も審査をするということになるかと考えておるところでございます。

○清原委員 ありがとうございます。

やはり休眠預金活用について、この間積み重ねてきた理念の表れた補助の在り方、そして実行団体への支援の在り方が、「出資」においても発展的に継承されるような枠組みにさせていただければと思います。ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

白石専門委員、どうぞ。

○白石専門委員 ありがとうございます。株式会社に投資し経営支援を行い、また、NPOに対して助成金を出し経営支援を行うという、両方をやってきた人間として2点申し上げたいと思います。

1点は、株式会社もNPOも根っこの事業目的は本来同じであり、社会課題を株式会社の場合には事業機会と捉えている。事業のお客様というのは実は受益者であるという考え方で。特に創業時にその思いが強いのですが、だんだん時間が経過するにつれてその創業の精神が失われて、どちらかという金もうけが目的化していくという会社も多いのです。その見直しというのが世界中で行われていて、大企業に対するESG投資や統合報告書による

開示要請、若い起業家が社会の課題を解決することを目的として革新的なテクノロジーを使って事業を立ち上げる。そういう大きな潮流だと思うのです。

ガバナンス、企業と投資家との対話も変わってきています。事業が本当に社会に役に立っているのか、例えば受益者数や、受益者の生活の質的な改善。そのようなインパクトの対価として収益をいただける収益構造になっているか。

そうした整理ができている株式会社というのは、長期的に見ると社会のニーズに答えているため持続的に収益を稼ぐことができます。そうした株式会社も休眠預金の支援対象になっていくというのは非常に自然な流れだと思います。

JANPIAに必要なリソースとしては、インパクトファンドのGPの選定というのは、今まで中間支援組織を選定してきたことに加えて、GPにベンチャービジネスを事業化することや経営支援のノウハウや知見があるかを選別する能力が必要となろうと思います。

その意味では、JANPIAが大きく肥大化するというよりは、最低限必要な人材を採用するなり、有識者を委員会等に招聘していくという形で対応できるのではないかと思います。

なお、先ほどの議論で例AとBがございました。確かにBのほうもあり得ると思いますが、資金分配団体が資金を他の用途に流用せずちゃんと出資をするかどうか、出資から利益が出た際に課税される点が課題としてあります。Bの例はパイロットケースとして幾つかやるというもので、スケールを出していくのはAのほうがガバナンスの利かせ方も、お金の有効活用という点でもよろしいのではないかと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。

野村委員、どうぞ。

○野村委員 今、白石専門委員がおっしゃった前半部分のファンドの話は私も全く同じイメージで、JANPIAさんの機能拡大部分も全く同じイメージです。

Bのほうは、ふだん考えているものとは大分違うイメージだと私は思っていて先ほど説明しているわけで、Bのスキームが活用できるのは、やはりこれから株式会社として独り立ちしていく人に一旦出資しますという話を何度も言っていますが、このイメージで私は考えていて、だから、資金分配団体からの出資は無配でいいのだと思うのです。この部分の出資は株式に対する投資ではありますがけれども、出資金で何らかの配当をもらうとかいうものではなくて、出資というものをすると。そうすると優先劣後の形になるので、共同出資者のほうが配当を持っていくという形になります。

そうすると、これは共同出資者のほうが普通株で資金分配団体のほうが劣後株になると思うのですけれども、配当がない形で残余財産分配請求権だけありますけれども、実際は解散しませんので、実態としてはそこは機能しない。そう考えると、そういう形で簡単に言えば助成なのですね。助成と同じ、利益を求めない形のものでしかなくて、ただ、ひもづいていますから、これは返ってくるのですけれども、要するに万が一解散すれば返ってくるというだけの話で、行きっ放しですと根雪のようにお金を出しっ放しですね。配当はもらわない。それで利益が発生しませんので課税の問題もないということなのですが、



そうすると資金分配団体がある程度選別して、この人たちは社会的に有用な活動ができる人ですよという一種のお墨つきを与えている人たちに地域の例えば金融機関とか、先ほどあったほかの事業会社さんですね。地域の事業会社さんなんか共同出資で入れてあげるという形で育てていくというようなイメージで、そのときにはA種、B種の種類株で、A種が普通株かな。だから、普通株のほうには配当が一定程度出るというような形で、そっちの人にちゃんと配当を払うためにしっかり事業化していきましょねみたいな話になるのではないかなと、そんなイメージです。これは白石さん、イメージが大分違いますか。

○白石専門委員 野村委員の今の御説明でよく理解できました。中間支援組織に対する助成金を通じて、中間支援組織からは主にNPOに対する助成金しか出せなかったものを、地域で活躍するようないわゆる株式会社への投資ができるようにするということですね。対象としては地域のソーシャルビジネスとして活躍してきた企業もあれば、ベンチャービジネスもあると思いますが、そうした企業に対して劣後株のような形でまず資本を出すことを認めましょという考え方ですね。非常によく理解できます。

○野村委員 そういうイメージでした。ファンドのほうは、もう白石さんがおっしゃられたようなイメージで私は全くアグリーです。

○高橋会長 ありがとうございます。

必要最低限という言葉の意味について、大体皆さんの意見が一致してきたと思います。必要十分なお金は出すという話だと思います。

それから、例A、Bについても、皆さんのイメージが大体合ってきたという感じがします。ほかに御意見なりありますでしょうか。

篠崎委員、どうぞ。

○篠崎委員 ちょっと立場を変えて、銀行サイドというか、金融機関サイドからも話をさせていただきたいと思いますけれども、やはり今までお客様の預金、休眠預金ということで、銀行の資金ではないにせよ、銀行から拠出するという形での資金がこの5年間にわたって皆さんの御尽力で一定の効果を果たしてきたということに加えて、今回、出資というまた新たな領域にさせていただくことについては、私は個人的には非常に評価させていただきたいなと思っております。

また、投資事業有限責任組合など、こちらについてもスタートアップですとか事業再生といったところに資金を拠出しているという実態がございます。それによって、株、もしくは融資と併せて呼び水としてレバレッジをかけるということで企業への支援をしているというところでございますし、その間に、交付と違って株式に投資ということでGPさんを通じていろいろな支援だとかバリューアップ、もしくはほかの投資先とのマッチング、こういったところにビジネスもしくは支援、事業の拡大ですね。もしくは公益事業の広がりといったところにつながっていくとともに、ESGという観点からも金融機関としてファンドへの追加拠出も期待できてくると思いますので、その点について早々に対応を進めていただきたいと思いますと思っております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

玉田専門委員、どうぞ。

○玉田専門委員 私は実行団体の立場として伺います。図では実行団体が株式会社になっていますが、ほかにどのようなところが想定できるのか。個人事業主とか、合同会社なども対象になるのでしょうか。もう一つ、出資の規模は、初期段階で数千万を想定していると書かれていますが、これは助成の通常枠、特別枠の他に、出資枠を新設するという理解でよろしいでしょうか。

意見としては、清原委員もおっしゃっていたように、休眠預金等活用らしくスタートアップへの出資についても伴走支援が丁寧につくととてもいいと思います。

以上です。

○高橋会長 では、質問2つについて事務局のイメージをお願いします。

○下井参事官 まず私から1つ目のご質問について回答申し上げます。実際のスキームについては、今後具体的に詰めていくべきところとっております。そのうえで、ご指摘の合同会社も対象になり得るのではないかとと思いますが、現状では、資料に書いてございますように株式会社を想定しております。

○小川室長 2点目でございますが、1つの財源であります休眠預金から資金の提供を受けまして、それを現在で言うところの助成の通常枠、助成のコロナ枠、特別枠ですね。それから今度新たに出資の、この3つをいわばポートフォリオのように分けて助成をしていく形になるのではないかと考えてございます。

3点目の伴走支援をぜひにということは、私どもも全く同じ考えでございまして、課題の最初に掲げました従来の資金的な支援一本でいくのから、資金と人材と情報の3本柱でいこうというのはまさに伴走支援を正面に位置づけようという趣旨でございまして、運用においても制度においてもその趣旨を組み込んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○高橋会長 玉田専門委員、よろしゅうございますか。

○玉田専門委員 ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、梶川委員、お願いします。

○梶川委員 現場の実態をよく理解させていただかない上での御質問になるので、今後の具体的なスキームの御検討のときに何か参考になればということで発言させていただきませんが、この制度には事業目的が限定的、制限的にあるのだと思います。子どものお話だったり、それこそ国際協力がどうかとか。一度出資というものをされた場合に、出資のお金というのはそんなにリターンがないとはいえ、万が一剰余が戻ってきってしまったときに、そのお金の次に使うときの事業範囲というものをどのように考えていかれるのか。制限的であるのか、ないのかということは少し制度を詰めて考えていただくときにお考えいただ

いたほうがいいかなという気はいたします。

逆に言えば、それに関しては、要するに剰余分、利益分というのはもうその事業目的制限から外れるのか、外れないのかということが、これは組織内部でセグメンテーションみたいなものをするとかしないとかいうような仕組み的なことも必要にはなると思いますが、その辺をどんなふうに概念的に整理しておくのか。出資の目的論的に整理しておくのか。ちょっと今後、スキームを具体的にされるときにお考えいただければと思います。下手をすると、出資から上がった利益を違うものに使っているだろうみたいなことを、うまくいった場合にかえって言われる可能性もゼロではないかなという気がいたしたので、そうなればハッピーなことだとは思いますが、その辺、事務局もまた御検討いただければと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。

現時点で事務局、今の点については何かお考えがありますか。

○小川室長 梶川委員の問題意識の御指摘は私どもも共有しておりまして、紙で言いますと、原資が休眠預金であることに伴う特有の制約、こういう言い方をしておるのは、今まさにおっしゃったようなことをいかに実現するかということでございます。今後さらに具体的に検討を進めたいと考えてございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。よろしゅうございますか。栗林専門委員、ございますか。

○栗林専門委員 いろいろお話を聞かせていただき勉強になりました。ありがとうございます。それで、前半のお話で服部委員から、新しいシステムをつくっていくということ、そのためにローカルごとの連携を議論していくべきではないかという意見はすごく共感して聞いていました。やはり誰一人取り残さない社会をつくっていく、子どもや若者、困窮している方たちが自分らしく暮らしていける社会をつくっていくというところは、草の根の活動がとても大切なのではないかなと思っています。

一方、後半の議論でファンドとかそういうお話は、なかなか草の根の活動団体にとっては遠い話のように感じます。でも、地域の中でいろいろ議論していく中で、やはり草の根だからこそ困窮している人たちの声を一番よく理解しています。実際に私たちも今、子ども食堂のような本当に草の根の活動をしていますけれども、その背景、貧困の背景の一番の問題はやはり住宅の問題。公的な住宅が豊島区にはない。そういう中で給料の3分の2以上を家賃で払い、そういう中で子育てをしているという方たちがいます。そういうところに今、いろいろな形で住まいのセーフティネット住宅をはじめ、投資によって安全に、安く、人並みの給料の配分で住めるようなところが増えていくとか、そういうことによってどうやったら貧困をなくすための根本解決ができるのかみたいなことを休眠預金から、草の根からこういうビジネスをつくるどころまでが一緒になって話し合うようなものを、あと、草の根の団体もそういうところに至るまで伴走支援とか、今後、非資金的支援というところが本当に重要だと思います。そういうものが生かされて、失敗を恐れずに5年間

やってきた休眠預金が、本当にこれからも失敗を恐れずに10年に向けていろいろなことを考えていけばいいなというふうに、とても希望に感じました。

以上です。感想と意見になりました。

○高橋会長 大変元気が出る感想をいただいたと思います。

それでは、意見が出そろったと思いますので、本日の議論、それから議連での議論もありますので、そこも踏まえて出資の実現に向け、事務局でさらに検討を進めていただければと思います。

ここで、JANPIAの二宮理事長に御発言をお願いしたいと思います。お願いします。

○二宮理事長 二宮でございます。皆様方、本日も本当に長時間の御議論、また多くの率直な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

この休眠預金活用事業、やはり多くの関係者の皆様方の共通理解に基づく連携で成り立っている事業だと思っています。したがって、私ども制度運営の当事者といたしましては、真実がどこにあって、現実どうなっていて、あるべき姿との間に乖離があるのかどうか、あるのであればどのようにして埋めていくのか、そのためにはやはりしっかりした情報収集と徹底した対話、また、曖昧さを残さない議論を尽くした上での納得のいく結論に導くこと、それが我々の役割だというふうにも思っております。

先ほど程委員からお話がありましたこの制度創設のときのテーマとして、民間の資金や人材の流れをつくるということ、これは我々も認識しておりまして、今今JANPIAが企業との例えば連携とか掘り起こし、どのようにアクションを取っているかということについて知っていただく機会を十分につくっていなかったということは率直に反省しております。そういうことに関してはこれからも適宜、少なくとも委員の皆様方には知っていただくような機会をつくってまいりたいと思います。

また、私はスタートアップの活躍の機会なくして革新的イノベーションにはつながらない、起こらないと思っております。したがって、その観点から、やはり今回の出資というのは極めて大事なことだと思っております。JANPIA自身、我々の役割というものを、出資における役割をこれからしっかり位置づけてまいりたいと思います。

皆様方におかれましては、今後とも本当に率直な御意見を頂戴できればと思っております。本日もありがとうございました。

○高橋会長 ありがとうございました。

それでは、最後に小倉大臣に御発言をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○小倉大臣 皆様、こんにちは。内閣府特命担当大臣の小倉将信でございます。本年の8月に休眠預金活用の担当大臣を拝命いたしました。本日、施政方針演説に対します衆参の代表質問がございましたもので、会議の最終盤での参加となりました。どうか御容赦いただきたいと思っております。また、委員の皆様方、どうぞよろしく願いいたします。

2019年度に休眠預金等活用制度の本格運用が開始をされまして、本年度で4年目となり

ます。この間、新型コロナウイルスの影響もあって、経済社会情勢が目まぐるしく変化をする中で、新たな社会課題が生じ、また、課題が複雑化もしてまいりました。

本制度の基本コンセプトは、民間の創意工夫を発揮して、民間の力で迅速に社会課題の解決に取り組むことにあります。こうした難しい状況下にあっても、行政が対応すれば数年かかるような課題に対して、本制度の助成金で迅速に対応できたというような声が聞かれるなど、本制度が着実に実績を積み重ねてきたものと思っております。私も同時に女性活躍、孤独・孤立やこども政策の担当をしておりますけれども、いろいろ意見交換をする中で、NPOの皆様方と、休眠預金も担当していますと言うと、非常にお世話になっていますというような声をこの1か月ちょっとの間でもたくさん聞きました。これもひとえに審議会の委員、専門委員の皆様をはじめとする制度に携わる関係者の皆様の御尽力のたまものだと思います、感謝をしているところであります。

さて、現在、本制度は5年後見直しのタイミングを迎えて、次の新たなステージに向けての重要な局面にあります。岸田内閣におきましては、新しい資本主義の実現に向けて、社会的起業家への支援強化を掲げるなど、社会課題の解決に民の力を発揮してもらえよう鋭意取り組んでいるところであります。二宮理事長の話にもございました、やはり私もソーシャルスタートアップというのは一つのポイントだと思っております。岸田政権もスタートアップ元年と位置づけて5か年計画を立てておりますが、やはり利益の出方とか、あるいは自走するまでの助走期間を考えると、ソーシャルスタートアップと他のスタートアップとはちょっと別に考えなければいけないなという感じも抱いております。そういった中で、ソーシャルスタートアップをはじめとする、そういった人たちを応援する意味でも休眠預金等活用法の5年後見直しに際して、出資・貸付けの在り方や手法等について検討を進めることを本年の骨太の方針に盛り込んだところであります。

本日は、まず、その出資・貸付けについて御議論いただいたところであります。この後、私も議事録を取り寄せて、これまでであった議論も様々勉強しようと思えます。そのほかにも多くの論点がございますが、委員の皆様方には引き続き、その専門性を十分に御発揮をしていただいて、困難に直面している方々が一人でも多く笑顔になれるような制度にすべく、御審議をいただきますよう何とぞよろしくお願いを申し上げます、最後の挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。これからもよろしくお願ひします。

○高橋会長 小倉大臣、ありがとうございました。

それでは、最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○小川室長 事務局でございます。次回の審議会・ワーキンググループの合同会議でございますが、続けての開催で恐縮でございますが、来週12日水曜日の16時から開催させていただく予定でございます。詳細はまた追って御連絡をさしあげたいと思ひます。

また、本日の御議論の中で、休眠預金が始まって以来の社会の動きがどのようなものであったか、これらを休眠預金としてどう受け止めてきたか、それから今後どう受け止めて

いくべきかと、こうした骨太な議論が必要ではないかという御示唆をいただいたところがあります。本日の御議論の中でもその端緒となるような知恵をかなり拝借したところですが、今後、まず各論の議論を進めまして、そうした中でさらに皆様からのアイデア、御指摘をいただきまして、最終的には資料2の日程で申しますと一番最後、評価と見直しの対応という、ここの取りまとめまでに事務局でドラフティングをしまして、これに基づいて皆様にそのタイミングで御議論をいただければと考えてございます。

具体の進め方は会長とまた御相談させていただきますが、基本的にはこのような流れで御議論をいただきたいと考えておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございました。事務局の宿題返し、期待したいと思います。

それでは、これにて本日の議事は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。御退室いただいて結構でございます。